

## 日本万国博覧会記念公園におけるボランティアとの協働に関する要綱（案）

本要綱（案）は、今後の運営管理の状況により、随時改定を加えていくため、指定期間開始時点までに改定する見込みである。また、本指定期間中にも改定する可能性がある。

## （前文）

日本万国博覧会記念公園（以下「万博記念公園」という。）におけるボランティアとの協働については、平成27年に策定された「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」の中で、「園内事業者をはじめ、NPO、ボランティア、民間企業やマスメディアの協力を得るなどして、多様な主体が公園運営に参加し、公園の魅力向上に向けたイベント協働など、多様な主体が持つノウハウや資源を活用できるような仕組みをつくる。」と謳われている。万博記念公園におけるボランティア活動の実際も、府民の公園利用形態の多様化に伴い様々な活動が数多く見られるようになってきており、府民と大阪府が、それぞれの立場や役割について共通認識を持ち、ボランティア活動を質的・量的にも更に発展させることで、府民の生きがいや自己実現の場の創出と「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」を実現することが必要である。本要綱は、万博記念公園におけるボランティアとの協働について、基本的な考え方や支援内容、手続き等について定めるものである。

## （目的）

## 第1条

この要綱は、万博記念公園において行われるボランティア活動において、大阪府日本万国博覧会記念公園事務所（以下「事務所」という。）の支援協力体制を含め、府民との協働方法を確立し、よりよい公園づくりを目指すことを目的とする。

## （ボランティアの定義）

## 第2条

ここでいう「ボランティア」とは、公園の維持管理や運営に寄与する活動を自発的に行う個人またはグループを指し、活動内容については以下①～③の条件を満たすものとする。ただし、大阪府と関わらずに独自に開催されている自然観察会や、学校主体の環境学習活動など、公園を活動の場として使用するにとどまるもの、ボランティア活動を含むがイベント的性格の強いもの、また府の委託業務として行われる活動は除くものとする。

- ① 活動内容が、非営利的なもの
- ② 公園事業の質的向上に結びつくもの
- ③ 活動が自主性、継続性のあるもの

## （ボランティア活動の類型）

## 第3条

万博記念公園におけるボランティア活動を次のとおり分類する。

- ・ 大阪府が直接的に募集・育成し、活動を行うもの（以下「行政主導型ボランティア」という）
- ・ 個人や団体の自発的な意思により、活動を行うもの（以下「民間主導型ボランティア」という）

※行政主導型ボランティアは、最終的には、行政から自立した民間主導型で活動を継続していくものとする。  
（行政主導型ボランティア）

## 第4条

行政主導型ボランティアについては、以下の点に留意した上で、ボランティアの育成及び自立支援を行なうものとする。

- ① 事務所主催事業として位置付けること
- ② 育成講座等の修了後、自立して活動できるよう、グループ化を始めとする自立支援プログラムを作成・運用すること。

(民間主導型ボランティア)

#### 第5条

民間主導型ボランティアについては、以下の点に留意した上で協働を図るものとする。

- ① ボランティア活動が、自主的で継続性を有するものであるか。非営利であるか。また、公園の管理運営にプラスになることを確認すること
- ② ボランティア団体（個人を含む、以下同様。）に、事務所の支援体制を説明し、理解を得ること

(協働方針)

#### 第6条

- (1) ボランティア団体との協働を行う際、基本的に事務所が窓口となり支援等を行う。
- (2) ボランティア支援用消耗品の購入に当たり事務所は、ボランティア支援用として通常の園地管理用品とは分けて把握しておく。

(活動の届出)

#### 第7条

清掃や除草などの簡易な維持管理活動を行なうボランティア団体は、活動開始時及び毎年度ごとに「活動届出カード」（様式1）を事務所に提出し、活動内容の確認を受けるものとする。ただし、第9条の覚書を締結するボランティアに関しては、覚書の締結をもってこれに代えることができる。

(活動届出による支援)

#### 第8条

活動の届出により、事務所の確認を受けたボランティア団体は、事務所の業務に支障のない範囲で、事務所による以下の支援を受けることができる。

- ①その活動に対する広報（掲示板の使用やホームページへの掲載等）
- ②万博記念公園で活動するために必要な（指定管理者がその都度指定する）会議室の無償使用
- ③ボランティア団体への連絡取次ぎ
- ④その他、事務所が認めるもの

(覚書の締結)

#### 第9条

竹木の伐採や育成・花壇管理など、公園施設の改変や区域の占有などを伴う活動や、利用サポート・レクリエーション指導（観察・工作等）など、来園者を対象とした活動を行なうボランティア団体は、活動開始時及び毎年度当初に事務所と覚書（様式2）を締結し、双方合意の上で活動を行なうものとする。

- (1) 事務所は、覚書の締結及び更新に際し、その内容について事前に確認をする。
- (2) 事務所は、毎年度ごとの更新に際して、前年度の活動状況から更新の可否について判断する。
- (3) 覚書は2部作成し、事務所とボランティア団体が各一部ずつこれを保有するものとする。
- (4) 覚書の締結にあたって必要な書類は以下のとおりとする。

#### ①会則

- ②活動計画表（月毎に活動内容が変わるなど、年間の活動計画の把握が必要な場合）
- ③活動区域図（清掃範囲、花壇場所等活動場所が決まっている場合）
- ④ボランティアメンバー表
- ⑤その他事務所が必要と認める書類

(5) 覚書を締結しているボランティアが、締結期間中にやむをえない事情により活動の休止及び中止を行なう際は、事務所にその旨を届出ることとする。

(覚書による支援)

#### 第10条

(1) 事務所と覚書を締結したボランティア団体は、事務所の業務に支障のない範囲内で次項に定めるものの内、必要な支援を受けることができる。

(2) 支援の内容

- ①第8条(活動届出)に記載されている支援
- ②竹木の伐採など、通常は禁止される行為の許可
- ③花壇の管理に伴う活動許可
- ④作業用具の貸出
- ⑤必要最低限の消耗品の支給
- ⑥その他協働に必要なものと事務所が認める事項

(施設使用料等の減免)

#### 第11条

ボランティア活動に伴う有料施設の使用料減免は、原則として行なわない。ただし、覚書において当該施設の無料利用について明記されている場合は、記載内容に則して、事務所は無料で利用させることができる。

(園内車両通行許可)

#### 第12条

万博記念公園内の車両通行許可について、ボランティア団体は、事前に事務所へ届け出た上で協議を行なうものとし、事務所は、資材搬入など必要最小限の車両について許可を行なうものとする。

(ボランティア保険)

#### 第13条

事務所は、ボランティア団体の代表者に対し、あらかじめボランティア保険への加入について説明し加入を勧めるものとする。また、加入は、ボランティア団体の判断とする。

(事故への対応)

#### 第14条

ボランティア団体は、活動中の安全確保に十分注意するとともに、他の来園者の方に迷惑や危険が及ばないようにしなければならない。事故等が発生した場合は、自己責任において適切な対応をするとともに、事務所に報告すること。また、活動内容によっては、万一に備えて「ボランティア保険」の加入を積極的に検討すること。

(万博記念公園で活動するボランティア団体が行なう独自事業への対応)

#### 第15条

(1) ボランティア団体が、覚書による支援外の活動として、環境学習講座などの独自の事業を行なう場合は、当該事業の事業計画書および収支計画書を添えて、事前に事務所に届出で承認を受けること。事務所は、事業計画書および収支計画書により、事業内容が以下の①②に適合していることを確認し、承認すること。

① ボランティア団体が行なう事業の主たる会場が、届出を行う万博記念公園であり、事業内容が第2条に適合するものであること。

② 参加者から料金を徴収する場合、材料実費程度の料金であること。

(2) ボランティア団体が行なう講座やイベントなどが、有料施設を使用する場合や行為許可に該当する場合は、大阪府日本万国博覧会記念公園条例に基づく手続きを行なうこと。

(その他)

#### 第16条

ボランティア団体が、万博記念公園において複数の活動を行なう場合、ボランティア団体は、その活動ごとに第7条もしくは第9条の手続きを行なうこと。

#### 第17条

事務所が行政主導型ボランティアを立ち上げる場合や、ボランティア活動の内容が公園事業に著しく寄与すると判断される場合、または事務所と協働してボランティア団体がイベントを行なう場合等は、事務所は、報道機関への広報をボランティア団体と協議の上行なうものとする。

#### 第18条

この要綱で定めていない事項、または事務所とボランティア団体が協働を行なう上で疑義が生じた場合は、双方が誠意を持って、これの解決に臨むものとする。

# 万博記念公園ボランティア「活動届出カード」

様式1

万博記念公園記入年月日

平成年月日

①団体名

フリガナ

②代表者

お名前

フリガナ

電話番号

携帯番号

FAX番号

住

フリガナ

所

③活動人数

人

④活動場所

⑤活動内容

清掃除草その他 ( )

具体的な内容

□

⑥活動頻度

週1回月1回年回随時その他 ( )

活動日、時間：

⑦活動開始

年月～

⑧備考

# 覚 書

大阪府(以下「甲」という。)と●●(以下「乙」という。)は、大阪府日本万国博覧会記念公園(以下「万博記念公園」という。)におけるボランティア活動について、下記のとおり覚書を締結する。

## (目的)

第1条 この覚書は、万博記念公園において、乙が実施する●●活動に関して、基本的な事項について定める。

## (活動の内容)

第2条 乙の活動内容は以下のとおりとする。【例：庭園ガイドボランティア活動】

### (1) 定例ガイド

- ① 実施日 毎月 第1・第3土曜日、第2・第4日曜日  
11月及び3月の万博記念公園無料公開日 ※雨天中止  
(但し、1月と8月は休止。2月と9月は第3土曜日と第4日曜日のみ。  
7月と12月は第1土曜日と第2日曜日のみ。)
- ② 実施時間 午後1時から午後2時30分まで  
(7月、9月については、午前10時から午前12時まで)
- ③ 受付場所 日本庭園中央休憩所前

### (2) 特別ガイド

- ① 実施日 ガイドの申込みに対し乙のメンバーがガイド活動可能な日
- ② 実施時間 万博記念公園 開園時間中

### (3) イベント「螢の夕べ」における螢の生態の説明

- ① 実施日 協議により決定
- ② 実施時間 同上

- 2 乙の活動メンバーは別添一覧表のとおりとする。メンバーの入退会があった場合、乙は、その都度甲に報告し、別添一覧表を更新するものとする。
- 3 活動場所は、万博記念公園日本庭園とし、活動は無償で行うものとする。

記入例

活動内容に応じて必要な記載事項を記載すること  
(また、不要な記載事項は削除すること)

## (活動報告書等の提出)

- 第3条 乙は、活動を行った日には、活動日誌等その実施内容が把握できる資料を作成するものとする。
- 2 乙は、年度末に1年間の活動内容をまとめた活動報告書を甲に提出するものとする。
  - 3 活動日誌及び活動報告書等の様式については任意とするが、甲が報告を求めた場合には、活動日、活動内容、参加人数等を明らかにし、甲に報告するものとする。

(活動の支援及び協力)

第4条 甲は、乙の活動に対し、必要に応じて次のとおり支援及び協力を行うものとする。

- (1) 掲示板の使用や万博記念公園ホームページでの活動紹介
- (2) 日本庭園4号棟及び万博記念ビル会議室の使用
- (3) ガイド希望者からの連絡取次ぎ
- (4) 万博記念公園入園のための業務入場証の交付
- (5) 車両通行証の交付及び駐車場所の無償使用
- (6) 必要最低限の消耗品の支給
- (7) 活動に必要なとする情報の提供及びガイド活動のための研修への協力

記入例

活動内容に応じて支援内容を記載すること

(事故の対応)

第5条 乙は、ボランティア保険に加入するなど活動時の事故に備えるものとする。なお、万一、事故が発生したときは、乙の責任において対応することとする。

(支援の解除等)

第6条 甲は、乙が活動を停止し、又は乙の活動内容に問題が生じたときは、第4条の規定する活動の支援及び協力を解除し、又は活動内容の是正指導を行うことができるものとする。

(有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、平成●●年●月●日から平成●●年●月31日までとする。

1年毎の更新とする

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙協議のうえ、決定するものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成●●年●月●日

甲 大阪府吹田市千里万博公園1番1号  
大阪府日本万国博覧会記念公園事務所  
所長 ●● ●●

印

乙 [住所]  
[ボランティア団体名]  
[代表者名]

印

《参考》

○ ボランティア団体への支援について

	支援内容
活動届出	広報（ポスター掲示を認める、HPでの紹介等）、会議室等の無償利用、ボランティアに対する連絡取次、その他大阪府が定めるもの
覚書	活動届出による支援内容に加え、府有財産を触る（伐採、花壇管理など）、作業用具の貸出、必要最低限の消耗品支給、その他大阪府が定めるもの

※届出と覚書の区分については7条及び9条を参照

※各支援内容については、大阪府（事務所）の管理運営業務に支障のない範囲とする

○協働の流れ

